

難民異議申立理由説明事例**【事例 1】**

1 (1) あなたは、ロヒンギャであり、イスラム教徒であることを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、関係資料に照らしても、およそ少数民族出身であることや特定の宗教に帰依しているという事実のみで迫害を受けるという具体的危険性は認められません。あなた自身、国民登録を受け、大学教育を受けているほか、ヤンゴンで生活しながらマンダレーに観光に赴いています。また、あなたの父親は国家公務員として勤務を全うしており、むしろ一般のミャンマー人よりも恵まれた生活を営んでいたことがうかがわれます。

(2) あなたは、2003年5月、従兄弟のAとともにディペイン市にいた際、警察署で身柄拘束され、更に地元の軍情報部に身柄拘束されたことや、出国後に逮捕状が発付されていることなどを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

確かに、あなたの従兄弟であって同じく異議申立てをしているAも、あなたと同様、ディペイン事件の際に身柄を拘束された旨供述しています。

しかし、2006年6月17日に本邦に入国しているBは、その供述する父母の氏名や本国での住所がAの供述内容や提出資料と合致することなどから、Aの兄であると考えられるところ、「私の弟は、一度も政治活動をしたことがない。弟が軍や警察に身柄を拘束されたことはない。」旨述べています。Bが殊更弟に不利な内容の虚言を述べる理由は見当たらないのであって、Bの上記各供述の信ぴょう性は高いと認められますから、Aが身柄拘束された旨の主張については、信ぴょう性に重大な疑義があると言わざるを得ません。したがって、Aと同様に身柄を拘束されたとするあなたの供述についても、同じく信ぴょう性に疑義があります。

この点、あなたは、逮捕状が発付されていると主張し、逮捕状なる書面を証拠提出しています。

しかしながら、あなたが証拠として呈示した上記書面は、その形状から

して明らかに原本です。逮捕状の写しでさえ、その入手経緯については慎重な検討が必要ですが、およそ逮捕状の原本が外部に流出するなど考えられません。

また、上記書面の体裁からは、2004年に発付したとされる公文書について明らかに1990年代の書式が用いられており、4年も書式を改めることなく流用するというのも不自然です。

さらに、あなたの供述によれば、繰り返し身柄を拘束され、その後もたびたび軍情報部に連行されたとのことですが、その根拠はすべていわゆるディペイン事件との関わりに尽きます。何か新たな政治活動をしたというのであれば格別、あなたは何ら政治活動は行っておらず、にもかかわらず、いったんは釈放した者をあえて逮捕状を用意してまで身柄拘束するというのは、いかにも不自然です。

しかも、逮捕状の発付年月日は2004年3月とされていますが、これはあなたが本国を出国してわずか1月後のことです。あなたは、自己名義旅券の発給を受け、当該旅券を用いて出国許可を受けているのであって、わざわざ出国を認めた者に対してその1月後に逮捕状を発付するというのはいかにも不自然です。

そもそもミャンマーにおいては、政治犯に対する逮捕状に基づかない恣意的逮捕が問題視されていることは公知の事実であり、逆に言えば、わざわざ政治犯に対して逮捕状を用意してまで逮捕に及ぶというのも不自然です。

これら事情に照らせば、あなたが提出している逮捕状なる書面は偽造されたものであると考えられます。

(3) あなたは、本邦において、団体Xの副書記長として反政府活動を行っていることを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたの本邦での活動については、その供述を前提としても、いわゆるその他大勢の一人として参加しているにすぎません。あなたは、Xにおいて一応肩書きを有するようではありますが、そもそも現在海外で多数のミャンマー人が政治活動を行っている実態を踏まえれば、反政府活動全体に影響を及ぼして活発化させるおそれのある活動を行っている者であれば格別、そうでないあなたのような者についてまで、ミャンマー政府が殊更警戒して迫害を企図するとは考えられません。

その活動内容がこの程度にとどまっている以上、あなたが迫害を受けるという客観的かつ具体的な危険性は見いだせません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

【事例2】

- 1(1) あなたは、本国において、1988年の民主化要求デモに参加したり反政府的内容の雑誌の発行に関与するなどの政治活動を行い、1989年からは国民民主連盟(NLD)の地方支部党员となったことを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら

ア そもそもあなたは、警察官の取り調べに対し、「7年位前からシンガポールに出稼ぎに行っていましたが、それ程高いお金が稼げるわけではなく」「ミャンマーでは、周りの人の中に日本で働き、帰国して裕福な生活をしている人を知っていましたが、ミャンマーから日本に行くビザがなかなか取れないので諦めていたのです。私は、この機会に日本に密入国し、お金を稼いでミャンマーの両親に豊かな暮らしをさせてやろうと思ったのです。」「日本に密入国して以来、ミャンマーの両親には、月々15万円位送金し、この6年近くで合わせて200万円位を送っています。」「今は一刻も早く、ミャンマーに帰りたいと思います。」などと述べており、自己の難民該当性に関わる供述など一切見当たりません。

この点について、あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において、警察官から圧力を受けて不本意な供述調書に署名させられた旨弁解していま

すが、そもそも本国への帰国意思等は、刑事手続においては犯罪の構成要件に無関係な記載事項であって、不当な手段を用いてまで録取しなければならないような動機自体が警察官にはありません。また、その後に入国審査官が作成した審査調書においても、帰国意思こそ撤回されているものの、本邦入国の動機等は概ね警察官の前でなされた供述が維持されています。これら事情に照らせば、あなたの口頭意見陳述・審尋期日における弁解は到底信用できません。

- イ 以上を前提に、あなたの本国での政治活動について見るに、その供述を前提としても、せいぜいデモに参加したり雑誌の発行に関与したという程度にとどまっています。特に雑誌の発行については、友人2人と小規模に行ったもので、その供述からは、掲載される記事等を考案したのはもっぱら友人であり、あなた自身は清書や印刷等の機械的業務を行っていたにすぎません。現に、ともに活動していた友人らはいずれも軍に呼び出されて尋問を受けたといいますが、あなた自身は何ら尋問を受けたことがないというのであって、これが事実であれば、とりもなおさずあなたの活動がとりたてて政府の注意を引かなかったことを意味しています。また、あなたは、NLD に入党したが具体的な活動は一切していなかったと述べています。その後、あなたが自己名義旅券の発給を受け、当該旅券を用いて出国を許可されていることなども併せ考えれば、少なくともあなたが出国した当時、あなたは反政府活動家として関心を寄せられていなかったものと考えられます。
- (2) あなたの出国の動機を見ても、あなたは、政治活動をしたくて出国したなどと主張しますが、実際には、シンガポールに滞在した約4年間、政治的活動は一切行わず、本邦においても、難民認定申請するまでほとんど活動を行っていません。特に日本での行動を見ると、あなたは、本邦入国後、約7年間にわたり難民認定申請せず、警察に逮捕されて初めて難民認定申請に及んだものであって、その間、本邦に入国して1週間後には稼働を開始し、以後稼働を繰り返しながら本国に200万円もの大金を送金したものです。この点、あなたは、前記期日において、200万円のほとんどは姉の寄進に用いられた旨主張しますが、先に述べたように、警察官の供述調書では200万円はあくまで両親への送金として記載されている上、入国審査官の審査調書では「私の資産ですが、本国で、姉が私が送金したお

金で、金などを私のために買ってくれているようです。」などと述べられており、少なからぬ金額があなた及びその家族のために費消ないし蓄財されていることが窺われます。

これら事情に照らせば、あなたが迫害への恐怖から本国を出国したとは認められず、もっぱら外国で出稼ぎすることを目的として出国したものと推認されます。

- (3) あなたは、本邦入国後、全ビルマ学生民主戦線（ABSDF）や国境地帯の孤児に寄付をしたほか、姉が寺院や孤児院に寄進するのに協力したこと、また、雑誌「Thit Sar」の発行に關与したほか、A氏の著書の発行に關与し、在日ビルマ市民労働組合（FWUBC）に加入し、Bと親しいことなどを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、ABSDFへの寄付は年1回1万円、孤児院への寄付は年2回、1回につき1,000円であったというのであって、これが事実であるとしても、あなたを反政府活動家と位置づけるほどの内容ではありません。姉の寄進への協力については、それが反政府活動家として注意を引くような内容とは認められませんし、そもそも前記のとおり協力の程度について疑義があります。雑誌「Thit Sar」についても、それ自体、創刊は2004年3月で、発行日も特に決まっておらず、定期的に発行しているとは言い難い状況にある上、あなた自身は、単に編集グループの一員として名を連ねているにすぎません。あなたは、文章を書くのが不得手であるため投稿したことはないと述べていますが、その供述からは、あなたの雑誌「Thit Sar」における活動内容は、編集というよりむしろ配送や資金援助にあると考えられ、これ自体で特段迫害の危険性が生ずるとは考えられません。A氏の著書の発行への關与なるものも、その内実は、せいぜい1万円を寄付したという程度にすぎません。FWUBCへの加入は、その団体自体、政治団体ではない上、加入したのも2006年4月にすぎず、活動歴は短期間にとどまっています。Bと親しい旨の主張については、その真偽自体明らかでない上、仮にこれが事実であるとしても、親しいということ自体が直ちに迫害の危険性につながるとは考えられません。

このように、いずれの活動を見ても、とりたてて本国政府がことさら警戒して迫害を企図するような内容とは認められません。

- (4) あなたは、父親が中国系であり、過去2回も財産を没収されたことがあ

る旨主張していますが、いずれも蓄えていた現金や貴金属によって商売を再開することができたというのであって、いずれにせよあなたが幼かったころの話であり、現在のあなたに対する迫害の危険性を基礎づける事情とはなり得ません。

- (5) あなたは、在京ミャンマー大使館職員と面識があり、その職員を通じて自分のことが本国政府に知らされている旨主張していますが、仮にそれが事実であるとしても、あなた自身の活動内容が前記程度にとどまることからすれば、あなたが本国政府に反政府活動家として認識されて迫害を企図されるとは考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて考慮しても、あなたが帰国した際に迫害を受けるという客観的危険性は認められません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

【事例3】

- 1(1) あなたは、本国において、1988年の民主化デモに参加し、1990年総選挙において叔母の選挙運動を行い、更に1993年に反政府的内容のビラを学生に配ったり反政府的な詩を投稿するなどの政治活動を行ったことを理由として迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら

ア あなたが我が国で警察に逮捕された際に作成された供述調書を見るに、その政治活動に関する記載は一切なく、かえって「ミャンマーで大学が閉鎖されてしまったために卒業できなくなり、ミャンマーよりも外国で勉強したいと考えました」「私は日本に日本語の勉強などのために日本に来ましたが、ミャンマーの政情の不安定もあり、日本での自由な

生活を覚えてしまい帰国したくなくなってしまう、そのまま日本での生活を続けていたのです」などと、単に学業のために我が国を訪れた旨述べられています。また、入国審査官作成にかかる審査調書を見ても、2002年から本邦で政治活動をした旨供述する一方、本国で政治活動をした旨の供述はなされておらず、かえって「大学が閉鎖されてしまったので、日本で日本語を勉強を試みようと思いました」などと、警察での供述に沿う内容の記載がなされています。

これらに照らせば、あなたが述べるように本国で繰り返し政治活動を行っていたとはにわかに信じられません。

イ 仮にあなたの供述を前提としたとしても、あなたは、特定の政治団体に加入したことはなく、身柄拘束を受けたこともないというのであって、その後自己名義旅券の発給を受け、当該旅券を用いて出国手続きを受けています。しかも、あなたは、当該自己名義旅券を用いて2002年12月にはいったん帰国し、再度本国を出国する際も特に問題とされることなく許可されています。これは、少なくともこれら一連の手続の時点において、客観的に見てあなたが反政府活動家として警戒されていなかったことを推認させるとともに、主観的に見ても、自ら帰国するなど政府による迫害に恐怖する者のとる行動とは思われません。

あなたの本邦入国後の行動を見ても、あなたは、旅券を紛失した後(これ自体、供述が不自然でにわかに信じがたいところです。)、自ら在京ミャンマー大使館に連絡をとって旅券の再発給を求めたといいますが、これは迫害を恐れる者のとる行動としては不自然です。また、あなたは、本邦入国後、4年以上にわたって難民認定申請せず、警察に逮捕されて入国管理局に収容されて初めて難民認定申請したものであり、これもあなたの出国の動機が迫害への恐怖ではないことを示唆しています。この点、あなたは、2005年6月ころまで難民認定制度を知らなかった旨主張していますが、後に述べるように2002年から反政府活動に参加していたというのであれば、難民認定制度を知らなかったとはおよそ信じられません。

さらに、あなたは、2002年12月に亡姉の子を誰が引き取るかの話し合いのために帰国するよう母から求められた旨述べていますが、そもそも真に迫害の危険に晒されている息子に対して母親があえて帰国を

求めるとは考えられません。これが事実であれば、あなたの母親においては、あなたが帰国することに対する不安を抱いていなかったことを示しています。

以上からすれば、仮にあなたが本国において何らかの政治活動に及んでいるとしても、本国政府が迫害を企図するようなものではなかったと考えられます。

ウ なお、あなたは、叔母である国会議員による推薦状なる書面を証拠として提出していますが、そもそもあなたの叔母が国会議員であることについて何ら客観証拠は提出されていない上、国会議員が甥の庇護を求めて記載した手紙としてはあまりに淡泊で、政治的識見もうかがわれず、にわかに信じがたいところです。

(2) あなたは、本邦において、2002年4月以来、たびたび民主化デモに参加したことを理由として迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、容易に証拠提出が可能であるはずの本邦での活動状況について、客観証拠が一切提出されていません。そればかりか、あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において、親しくしていた民主化団体の名称を問われた際、NLD(LA)JBに加え「LDPである。綴りはLeague of Democratic Partyである」旨述べています。我が国における主要な民主化団体の中にかかる団体は見当たらず、LDB(ビルマ民主化同盟)の誤りであると思われるが、主要な民主化団体の名称さえまともに述べるできないあなたが、さほど真摯に政治活動を行っていたとは考えられません。

以上に照らせば、あなたの本邦における事情を併せ考慮したとしても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的・具体的危険性は認められません。

この点、あなたは、2003年3月ころ、父から電話で「帰ってきたら大変だぞ。軍情報部が来ておまえのことを聞かれた」と言われた旨主張しています。しかしながら、あなたの警察での供述調書を見ると、「ミャンマーで私の帰りを待っている両親の気持ちを考えると、ミャンマーに帰って親孝行がしたいとも考えます」旨述べられているところであって、あなたの上記主張は疑わしいと言わざるを得ません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて考慮しても、あなたが帰国した際

に迫害を受けるという客観的危険性は認められません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

注) 上記の事例については、個人情報保護等の観点から、実際の理由説明とは必ずしも一致しない。